

給実甲第1297号

令和4年2月28日

人事院事務総長

給実甲第151号の一部改正について（通知）

給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-------------------|
| 第8条関係 <u>1 この条の第1項第1号ロの「</u> <u>人事院の定める額」は、定期券</u> <u>（規則第4条第1項に規定する</u> <u>定期券をいう。以下同じ。）の</u> <u>価額を当該定期券の通用期間の</u> <u>月数で除して得た額（その額に</u> | 第8条関係 (新設) |

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間（給与法第12条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額（以下「6箇月超定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2・3 （略）

第13条関係

1 この条の第3項において準用する規則第8条第1項第1号口の「人事院の定める額」は、新幹線鉄道等に係る定期券の価額

1・2 （略）

第13条関係

（新設）

を当該定期券の通用期間の月数
で除して得た額（その額に1円
未満の端数があるときは、その
端数を切り捨てた額）に支給単
位期間の月数を乗じて得た額の
2分の1に相当する額（以下「
6箇月超新幹線等定期券支給基
本額」という。）とする。ただ
し、当該定期券の通用期間に対
応する各支給単位期間における
6箇月超新幹線等定期券支給基
本額の合計額が当該定期券の価
額の2分の1に相当する額に達
しない場合は、当該各支給単位
期間のうち最初の支給単位期間
に係る同号口の「人事院の定め
る額」は、当該定期券の価額の
2分の1に相当する額から当該
定期券の通用期間に対応する他
の支給単位期間における6箇月
超新幹線等定期券支給基本額の
合計額を差し引いて得た額とす
る。

2 新幹線鉄道等又は橋等に係る
通勤手当を支給されている場合
であって、普通交通機関等に係

規則第19条の3第1項第1号
ただし書に該当する場合における
給与法第12条第3項第1号に規

る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（以下「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等2分の1相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額の2分の1に相当する額とする。

3 新幹線鉄道等又は橋等に係る

定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等2分の1相当額」という。）は、通用期間が支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である特別料金等の額が含まれた定期券（規則第4条第1項に規定する定期券をいう。以下同じ。）の価額と通用期間が当該支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額の2分の1に相当する額とする。

（新設）

通勤手当を支給されている場合
であって、普通交通機関等に係
る定期券及び新幹線鉄道等又は
橋等に係る定期券が6箇月を超
える通用期間で一体として発行
されているとき（以下「通用期
間が6箇月を超える一体定期券
が発行されている場合」という
。）における特別料金等2分の
1相当額（以下「6箇月超特別
料金等2分の1相当額」という
。）は、特別料金等の額が含ま
れた定期券（以下「6箇月超特
別料金等定期券」という。）の
価額を当該6箇月超特別料金等
定期券の通用期間の月数で除し
て得た額（その額に1円未満の
端数があるときは、その端数を
切り捨てた額）に支給単位期間
の月数を乗じて得た額と当該6
箇月超特別料金等定期券と同じ
通用期間の距離制等による通常
の定期券の価額を当該通常の定
期券の通用期間の月数で除して
得た額（その額に1円未満の端
数があるときは、その端数を切

り捨てた額) に支給単位期間の
月数を乗じて得た額との差額の
2分の1に相当する額(その額
に1円未満の端数があるときは
、その端数を切り捨てた額。以
下「6箇月超特別料金等2分の
1相当額支給基本額」という。
)とする。ただし、6箇月超特
別料金等定期券の通用期間に対
応する各支給単位期間における
6箇月超特別料金等2分の1相
当額支給基本額の合計額が当該
6箇月超特別料金等定期券の価
額と当該6箇月超特別料金等定
期券と同じ通用期間の距離制等
による通常の定期券の価額との
差額の2分の1に相当する額(
以下「6箇月超特別料金等差額
2分の1相当額」という。)
を超え、又はこれに達しない場合
は、当該各支給単位期間のうち
最初の支給単位期間に係る6箇
月超特別料金等2分の1相当額
は、6箇月超特別料金等差額2
分の1相当額から当該6箇月超
特別料金等定期券の通用期間に

対応する他の支給単位期間にお
ける 6 箇月超特別料金等 2 分の
1 相当額支給基本額の合計額を
差し引いて得た額とする。

第 18 条関係

- 1 この条の第 3 項において準用
する規則第 8 条第 1 項第 1 号ロ
の「人事院の定める額」は、橋
等に係る定期券の価額を当該定
期券の通用期間の月数で除して
得た額（その額に 1 円未満の端
数があるときは、その端数を切
り捨てた額）に支給単位期間の
月数を乗じて得た額（以下「6
箇月超橋等定期券支給基本額」
という。）とする。ただし、当
該定期券の通用期間に対応する
各支給単位期間における 6 箇月
超橋等定期券支給基本額の合計
額が当該定期券の価額に達しな
い場合は、当該各支給単位期間
のうち最初の支給単位期間に係
る同号ロの「人事院の定める額
」は、当該定期券の価額から当
該定期券の通用期間に対応する
他の支給単位期間における 6 箇

第 18 条関係

（新設）

月超橋等定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2 通用期間が6箇月を超えない
一体定期券が発行されている場
合における給与法第12条第5
項第1号に規定する特別運賃等
の額に相当する額（以下「特別
運賃等相当額」という。）は、
通用期間を支給単位期間と同じ
くする特別運賃等の額が含まれ
た定期券の価額と当該定期券と
同じ通用期間の距離制等による
通常定期券の価額との差額又は
特別運賃等の額が含まれた通
勤21回分の運賃等の額と距離
制等による通常通勤21回分
の運賃等の額との差額とする。

3 通用期間が6箇月を超える一
体定期券が発行されている場合
における特別運賃等相当額（以
下「6箇月超特別運賃等相当額
」という。）は、特別運賃等の
額が含まれた定期券（以下「6
箇月超特別運賃等定期券」とい
う。）の価額を当該6箇月超特
別運賃等定期券の通用期間の月

規則第19条の3第1項第1号
ただし書に該当する場合における
給与法第12条第5項第1号に規
定する特別運賃等の額に相当する
額は、通用期間が支給単位期間で
ある特別運賃等の額が含まれた定
期券の価額と通用期間が当該支給
単位期間である距離制等による通
常定期券の価額との差額又は特
別運賃等の額が含まれた通勤21
回分の運賃等の額と距離制等によ
る通常通勤21回分の運賃等の
額との差額とする。

(新設)

数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月超特別運賃等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額（以下「6箇月超特別運賃等相当額支給基本額」という。）とする。ただし、6箇月超特別運賃等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別運賃等相当額支給基本額の合計額が当該6箇月超特別運賃等定期券の価額と当該6箇月超特別運賃等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下「6箇月超特別運賃等差額相当額」という。）を超え、又はこれに達しない場合は、当該

各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別運賃等相当額は、6箇月超特別運賃等差額相当額から当該6箇月超特別運賃等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別運賃等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

第19条関係

1～3 (略)

4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等を利用するものとして通勤手当（次項の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日（通用期間が6箇月を超える定期券の価額の改定にあつては、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間のうち最後の支給単位

第19条関係

1～3 (略)

4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等を利用するものとして通勤手当（次項の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

期間に係る最後の月の末日)を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

5 (略)

第19条の2関係

1 この条の第2項第1号イに規定する事由発生日(以下「事由発生日」という。)が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イに規定する払戻金相当額(第3項及び第4項第2号イ(2)において「払戻金相当額」という。)、この条の第3項第1号イに規定する払戻金2分の1相当額(第8項及び第9項第2号イ(2)において「払戻金2分の1相当額」という。)、この条の第4項第1号の「得られる額」、第4項第1号に規定する支給単位期間における残価額、第9項第1号に規定する支給単位期間における特別料金等2分の1残価額又は第14項第1号に規定する支給単位

5 (略)

第19条の2関係

1 この条の第2項第1号に規定する事由発生日(以下「事由発生日」という。)が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号に規定する払戻金相当額(第3項において「払戻金相当額」という。)、この条の第3項第1号に規定する払戻金2分の1相当額(第5項において「払戻金2分の1相当額」という。)又はこの条の第4項の「得られる額」が零となる場合におけるこれらの規定に定める額は、零となる。

期間における特別運賃等残価額
が零となる場合におけるこれら
の規定に定める額は、零となる。

2 この条の第2項第1号イの「
人事院の定める月」は、次の各号
に掲げる事由の区分に応じ、
当該各号に定める月とする。

一～四 (略)

3 通用期間が6箇月を超えない
一体定期券が発行されている場
合における普通交通機関等につ
いての払戻金相当額は、距離制
等による通常の定期券の運賃等
の払戻しを事由発生月の末日に
したものとして得られる額とす
る。

4 この条の第2項第1号ロの「
人事院の定める額」は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える
定期券のみを使用している場
合 この条の第1項第2号に
掲げる事由が生じた場合にあ
っては当該事由に係る普通交
通機関等 (同号の改定後に1

2 この条の第2項第1号の「人
事院の定める月」は、次の各号
に掲げる事由の区分に応じ、当
該各号に定める月とする。

一～四 (略)

3 規則第19条の3第1項第1
号ただし書に該当する場合にお
ける普通交通機関等についての
払戻金相当額は、距離制等によ
る通常の定期券の運賃等の払戻
しを事由発生月の末日にしたも
のとして得られる額とする。

(新設)

箇月当たりの運賃等相当額等
が5万5千円を超えることと
なるときは、その者の利用す
る全ての普通交通機関等）、
同項第1号、第3号又は第4
号に掲げる事由が生じた場合
にあつてはその者の利用する
全ての普通交通機関等につき
、定期券の価額を当該定期券
の通用期間の月数で除して得
た額（その額に1円未満の端
数があるときは、その端数を
切り捨てた額）に事由発生月
の翌月から支給単位期間に係
る最後の月までの月数を乗じ
て得られる額（以下「支給単
位期間における残価額」とい
う。）

二 通用期間が6箇月を超える
定期券と通用期間を支給単位
期間と同じくする定期券とを
併用している場合 次に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

イ この条の第1項第2号に
掲げる事由が生じた場合

当該事由に係る普通交通機
関等につき、次に掲げる定
期券の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額（同号の改
定後に1箇月当たりの運賃
等相当額等が5万5千円を
超えることとなるときは、
その者の利用する全ての普
通交通機関等につき、次に
掲げる定期券の区分に応じ
、それぞれ次に定める額の
合計額）

(1) 通用期間が6箇月を
超える定期券 支給単位
期間における残価額

(2) 通用期間を支給単位
期間と同じくする定期券
払戻金相当額

ロ この条の第1項第1号、
第3号又は第4号に掲げる
事由が生じた場合 その者
の利用する全ての普通交通
機関等につき、イ(1)及び(1)
2)に掲げる定期券の区分に
応じ、それぞれイ(1)又は(1)
2)に定める額の合計額

5 通用期間が6箇月を超える一

体定期券が発行されている場合
における支給単位期間における
残価額は、距離制等による通常
の定期券の価額を当該通常
の定期券の通用期間の月数で除して
得た額（その額に1円未満の端
数があるときは、その端数を切
り捨てた額）に事由発生月の翌
月から支給単位期間に係る最後
の月までの月数を乗じて得られ
る額とする。

6 この条の第2項第2号ロの「

人事院の定める額」は、次に掲
げる額の合計額（規則第18条
の2第4項第1号に掲げる通勤
手当を支給されている場合にあ
っては、第1号及び第2号に掲
げる額の合計額）とする。

一 規則第18条の2第4項第
1号又は第2号に定める期間
（以下この項及び次項におい
て「最長支給単位期間」とい
う。）において使用されるべ
き普通交通機関等に係る定期
券のうちその通用期間の始期

（新設）

4 この条の第2項第2号ロの「

人事院の定める額」は、次に掲
げる額の合計額（規則第18条
の2第4項第1号に掲げる通勤
手当を支給されている場合にあ
っては、第1号及び第2号に掲
げる額の合計額）とする。

一 規則第18条の2第4項第
1号又は第2号に定める期間
（以下この項において「最長
支給単位期間」という。）に
おいて使用されるべき普通交
通機関等に係る定期券のうち
その通用期間の始期が事由発

が事由発生月の翌月以後であるものの価額

二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号ロに規定する月数（次号及び次項において「残月数」という。）を乗じて得た額

三 （略）

7 この条の第2項第2号ハの「人事院の定める額」は、5万5千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての支給単位期間における残価額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）とする。ただし、規則第18条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあつては、次に掲げるい

生月の翌月以後であるものの価額

二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号ロに規定する月数（次号において「残月数」という。）を乗じて得た額

三 （略）

（新設）

れか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

一 5万5千円に事由発生月の翌月から最長支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額

二 その者の利用する全ての普通交通機関等につき、第4項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

イ 最長支給単位期間において使用されるべき次に掲げる普通交通機関等に係る定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(1) 通用期間が6箇月を超える定期券 当該定期券に係る支給単位期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの当該支給単位期間に係る6箇月

超定期券支給基本額

(2) 通用期間を支給単位

期間と同じくする定期券

その通用期間の始期が

事由発生月の翌月以後で

あるものの価額

ロ 最長支給単位期間におい

て使用されるべき普通交通

機関等に係る回数乗車券等

の通勤21回分の運賃等の

額に残月数を乗じて得た額

ハ 最長支給単位期間におい

て使用されるべき自動車等

に係る給与法第12条第2

項第2号に定める額に残月

数を乗じて得た額

8 通用期間が6箇月を超えない

一体定期券が発行されている場

合における新幹線鉄道等につい

ての払戻金2分の1相当額は、

特別料金等が含まれた定期券の

運賃等の払戻しを事由発生月の

末日にしたものとして得られる

額と第3項の額との差額の2分

の1に相当する額とする。

9 この条の第3項第1号ロの「

5 規則第19条の3第1項第1

号ただし書に該当する場合にお

ける新幹線鉄道等についての払

戻金2分の1相当額は、特別料

金等が含まれた定期券の運賃等

の払戻しを事由発生月の末日に

したものとして得られる額と第

3項の額との差額の2分の1に

相当する額とする。

(新設)

人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、定期券の特別料金等の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額の2分の1に相当する額（そ

の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「支給単位期間における特別料金等2分の1残価額」という。）

二 通用期間が6箇月を超える定期券と通用期間を支給単位期間と同じくする定期券とを併用している場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合
当該事由に係る新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額）

(1) 通用期間が6箇月を

超える定期券 支給単位
期間における特別料金等
2分の1残価額

(2) 通用期間を支給単位
期間と同じくする定期券
払戻金2分の1相当額

ロ この条の第1項第1号、
第3号又は第4号に掲げる
事由が生じた場合 その者
の利用する全ての新幹線鉄
道等につき、イ(1)及び(2)
に掲げる定期券の区分に応
じ、それぞれイ(1)又は(2)
に定める額の合計額

10 通用期間が6箇月を超える
一体定期券が発行されている場
合における支給単位期間におけ
る特別料金等2分の1残価額は
、6箇月超特別料金等定期券の
価額を当該6箇月超特別料金等
定期券の通用期間の月数で除し
て得た額（その額に1円未満の
端数があるときは、その端数を
切り捨てた額）に事由発生月の
翌月から支給単位期間に係る最
後の月までの月数を乗じて得ら

(新設)

れる額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額との差額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

11 この条の第3項第2号ロの「人事院の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

一 規則第18条の2第4項第3号に定める期間（次号及び次項において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額

6 この条の第3項第2号ロの「人事院の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

一 規則第18条の2第4項第3号に定める期間（次号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額

二 最長支給単位期間において
使用されるべき新幹線鉄道等
に係る回数乗車券等の通勤 2
1 回分に係る特別料金等 2 分
の 1 相当額にこの条の第 3 項
第 2 号ロに規定する月数（次
項において「残月数」という
。）を乗じて得た額

1 2 この条の第 3 項第 2 号ハの

「人事院の定める額」は、2 万
円に事由発生月の翌月から支給
単位期間に係る最後の月までの
月数を乗じて得た額又はこの条
の第 1 項各号に掲げる事由に係
る新幹線鉄道等についての支給
単位期間における特別料金等 2
分の 1 残価額のいずれか低い額
（事由発生月が支給単位期間に
係る最後の月である場合にあっ
ては、零）とする。ただし、規
則第 1 8 条の 2 第 4 項第 3 号に
掲げる通勤手当を支給されてい
る場合にあっては、次に掲げる
いずれか低い額（事由発生月が
最長支給単位期間に係る最後の
月である場合にあっては、零）

二 最長支給単位期間において
使用されるべき新幹線鉄道等
に係る回数乗車券等の通勤 2
1 回分に係る特別料金等 2 分
の 1 相当額にこの条の第 3 項
第 2 号ロに規定する月数を乗
じて得た額

（新設）

とする。

一 2万円に事由発生月の翌月
から最長支給単位期間に係る
最後の月までの月数を乗じて
得た額

二 その者の利用する全ての新
幹線鉄道等につき、第9項第
2号イ(1)及び(2)に掲げる定
期券の区分に応じ、それぞれ
同号イ(1)又は(2)に定める額
の合計額及び次に掲げる額の
合計額

イ 最長支給単位期間におい
て使用されるべき次に掲げ
る新幹線鉄道等に係る定期
券の区分に応じ、それぞれ
次に定める額の合計額

(1) 通用期間が6箇月を
超える定期券 当該定期
券に係る支給単位期間の
始期が事由発生月の翌月
以後であるものの当該支
給単位期間に係る6箇月
超新幹線等定期券支給基
本額

(2) 通用期間を支給単位

期間と同じくする定期券

その通用期間の始期が

事由発生月の翌月以後で

あるものに係る特別料金

等2分の1相当額

ロ 最長支給単位期間におい

て使用されるべき新幹線鉄

道等に係る回数乗車券等の

通勤21回分の特別料金等

2分の1相当額に残月数を

乗じて得た額

13 通用期間が6箇月を超えない

一体定期券が発行されている

場合における橋等についてのこ

の条の第4項第1号の「得られ

る額」は、特別運賃等が含まれ

た定期券の運賃等の払戻しを事

由発生月の末日にしたものとし

て得られる額と第3項の額との

差額とする。

14 この条の第4項第2号の「

人事院の定める額」は、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える

定期券のみを使用している場

7 規則第19条の3第1項第1

号ただし書に該当する場合にお

ける橋等についてのこの条の第

4項の「得られる額」は、特別

運賃等が含まれた定期券の運賃

等の払戻しを事由発生月の末日

にしたものとして得られる額と

第3項の額との差額とする。

(新設)

合 この条の第1項第2号に
掲げる事由が生じた場合に
あつては当該事由に係る橋等、
同項第1号、第3号又は第4
号に掲げる事由が生じた場合
にあつてはその者の利用する
全ての橋等につき、定期券の
特別運賃等の価額を当該定期
券の通用期間の月数で除して
得た額（その額に1円未満の
端数があるときは、その端数
を切り捨てた額）に事由発生
月の翌月から支給単位期間に
係る最後の月までの月数を乗
じて得られる額（以下「支給
単位期間における特別運賃等
残価額」という。）

二 通用期間が6箇月を超える
定期券と通用期間を支給単位
期間と同じくする定期券とを
併用している場合 次に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

イ この条の第1項第2号に
掲げる事由が生じた場合
当該事由に係る橋等につき

、次に掲げる定期券の区分
に応じ、それぞれ次に定め
る額

(1) 通用期間が6箇月を
超える定期券 支給単位
期間における特別運賃等
残価額

(2) 通用期間を支給単位
期間と同じくする定期
券 この条の第4項第
1号の「得られる額」

ロ この条の第1項第1号、
第3号又は第4号に掲げる
事由が生じた場合 その者
の利用する全ての橋等につ
き、イ(1)及び(2)に掲げる
定期券の区分に応じ、それ
ぞれイ(1)又は(2)に定める
額の合計額

1.5 通用期間が6箇月を超える
一体定期券が発行されている場
合における支給単位期間におけ
る特別運賃等残価額は、6箇月
超特別運賃等定期券の価額を当
該6箇月超特別運賃等定期券の
通用期間の月数で除して得た額

(新設)

（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額と当該6箇月超特別運賃等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額との差額とする。

16・17 （略）

第19条の3関係

1 この条の第1項第1号口の「人事院の定める期間」は、使用する定期券の通用期間ごとにその通用期間に応じて、6箇月の整数倍の期間で同号口に規定する定期券の通用期間の月数に満たない最大の月数を経過するまでは6箇月とし、当該最大の月数を経過した後は、通用期間の

8・9 （略）

第19条の3関係

（新設）

月数から当該最大の月数を減じ
て得た月数とする。

2・3 (略)

1・2 (略)

以 上